

多気町子ども読書活動推進計画

(第2次計画)

平成26年度～平成30年度

平成26年4月

多 気 町

はじめに

すべての子どもと本との幸せな出会いを願い、平成21年3月に策定した「第1次多気町子どもの読書活動推進計画」による取り組みも5年が経過しました。この間、多くの皆様のご理解ご支援をいただき、さまざまな成果が生まれています。

全国学力・学習状況調査によれば、多気町の子どもたちは全国や三重県の子どもたちより図書館利用は高く、読書量も多いといううれしい結果が出ています。

その背景には、全国に先駆けての学校司書の全校配置や二つの公共図書館の存在があります。更には、多くの関係する皆様のたゆまぬ努力があります。

子どもたちは私たちの未来であり、多気町を担う存在です。子どもたちには未来を心豊かに生きてほしいと願います。こうした意味からも、人間形成に大きく寄与する子どもたちの読書活動は重要です。

ここに更なる子どもたちの読書活動の充実を願い、第2次計画を策定しました。一人でも多くの子どもたちが幸せな本との出会いを願うものです。

この推進計画は、行政の積極的な取り組みはもとより、町民の皆様や関係者の皆様のお力添えなくしては、実現はかないません。今後とも一層のご理解とご支援をよろしくお願いします。

平成26年4月

多気町長 久保行央

多気町子どもの読書活動推進計画目次

第1章 計画策定の趣旨	3
第2章 計画の基本的な方針	4
第3章 第1次計画における目標の達成状況及び今後の課題	
1. 家庭・地域	5
2. 保育園	6
3. 学校	8
4. 町立図書館	10
第4章 第2次計画の目標と方策	
1. 家庭・地域	14
2. 保育園	14
3. 学校	15
4. 町立図書館	16
第5章 計画の実現に向けて	17
《参考資料》	
子どもの読書活動の推進に関する法律（文部科学省）	18

第1章 計画の趣旨

多気町ではすべての子ども 注1※と本との幸せな出会いを願い、そのために講ずるべき地域社会としての責任を明確に位置づけるために、平成21年3月に「多気町子どもの読書活動推進計画」を策定し、以降5年間、活動してきました。このたび、「第2次多気町子どもの読書活動推進計画」を策定するにあたり、改めて「子どもの読書」について、再考するものです。

様々な電子メディアの浸透に伴い、子どもたちの体験も少なくなり言葉も育たないため、人との関係を築くのも困難になってきていると言われています。

注2※

その調査・研究は進んでおり、すでに「依存症」などの弊害も数多く指摘されています。昨年6月には、清川輝基さん（NPO「子どもとメディア」代表理事）の講演会を開催し、その後も学びの場づくりを地道に続けているところです。大人の側がどう関わることが、問われているといえます。何よりもまず、子どもたちが、自然の中で「生きものとして」生きることが基本です。様々な遊びを通して、五感が培われ、言葉が生まれ、そこで初めて人と人との関係もあたたかく築かれていきます。子どもたちにとっての「読書」とは、その上で初めて叶う営みです。

強要するのではなく、「本」はおもしろいもの、支えてくれるもの、という「信頼感・安心感」こそを手渡していきたいと考えます。物語の世界でのびのびと冒険したり、自然の不思議を堪能することが、自分の“今”を楽しませ励ましてくれることを知った子どもは、その後も楽しみたい時、困った時、難なく本を利用しようとするでしょう。そして、その力は、一生涯、その子を支えてくれます。

私たち大人には、子どもが子どもらしく、のびやかに、子ども時代を十分に生きることができるよう支え、未来を信じ前を向いて生きていこうと思えるよう励ましていく役目があります。「児童憲章」（1951年）でも謳われているように、あたたかい環境の中で安心して、しっかりと食べ、眠り、遊ぶことを保障すること。それと同じように、あたたかい声で言葉をかけられ、物語を手渡してもらうことが、その子の一生の基礎を作り、困難に立ち向かい乗り越える勇気をも得ることになるのだと考えます。

公共図書館・学校図書館が担う“人”の問題は、だからこそ大きな責任が伴います。子どもたちがひとりの人として、学ぶ喜びを知り、まわりの人たちと手と手を携えて生きようとする“自立”と“共生”を支えていく役割だからです。

そのために、この「第2次多気町子どもの読書活動推進計画」が、役立てられるよう心から願います。そして、多くの子どもたちに関わる大人、行政、地域社会の責任を全うし、子どもが育つまちづくり、読書環境の整備に努めていくことを、ここに明記いたします。

注1※ 子ども：おおむね18歳までの者。

注2※ ここで言う「電子メディア」とは、テレビ・DVD・ゲーム・パソコン・インターネット・

携帯電話・スマートフォンなどのこと。それらの有効性を否定するのではなく、成長期の子どもたちの「接触時間の長さ」とその影響について言及されていることを指す。

第2章 計画の基本的な方針

この推進計画は、すべての子どもと本との幸せな出会いを願い読書環境を整備するために、次のことを目標とします。

- 1 地域・社会全体で連携して子どもの読書環境の整備・充実を推進します。
- 2 学校図書館などを充実させ、読書の楽しさと自ら学び考える力を育むことのできる環境をつくります。
- 3 町立図書館の全域サービスを実現して、すべての子どもたちが自由に本と出会うことができる環境をつくります。

なお、読書は、本来個人的、内面的な営みであり、大人が強制したり干渉したりするものではありません。大人の役割は子どもたちが生き生きと暮らし、人生を豊かにするためのさまざまな取り組みの一つとして、子どもたちが本と出会い、本の楽しさを自ら発見する機会を与えることです。すなわち、この計画は、自由で自主的な子どもの読書を保障するための読書環境の整備を目指すものです。

第3章 第1次計画における目標の達成状況及び今後の課題

1. 家庭・地域

子どもが、子どもらしく日々を過ごし、また大人へと成長してゆく過程で、もっとも抛り所となり、安心して過ごすことができるのが家庭です。あたたかく見守ってくれる存在があるからこそ安心して育つことができます。家族とともに、わらべうたや絵本・物語を楽しみ、毎日の生活の中で想像力をふくらませながら遊び、様々な体験を積み重ねることによって、人間形成の基礎・土台ができます。大人のあり方次第で、子どもの成長が左右されるといっても過言ではありません。また、地域では多気町にある2つの図書館が核となり、すべての子どもたちが本に親しめるよう、司書が水先案内人となり、読書活動の啓発を図ることが求められます。子どもが“自然”と“本”にふれあい、出会えるように、大人への理解を促し、さらなる読書環境の整備をすすめていきます。

(1) 目標の達成状況

① 広報活動の充実

「広報たき」において町立図書館のコーナーを設け情報発信を行うとともに、2つの館が独自の図書館だよりをそれぞれの地域へ配布しています。また、各館、子ども向けの図書館だよりジュニアも発行しています。

② 講座・おはなし会の実施

子育て支援事業との連携により、わらべうた講座などが実施されています。また、子どもの成長を様々な側面から捉え、再考するための講座も発達段階別に開催しました。さらに、ボランティアやサークル向けの講座も行われています。各種おはなし会に関しては各館で定期的に行われています。

③ 子育て支援センターに絵本や子育て支援関係図書などを設置

団体貸出で設置を行っています。さらに有効に使われるよう、検討を重ねているところです。

④ ブックスタートと親子読書のすすめ

ブックスタートは、子育て支援センターにおいて保育士や保健師と連携をとり行っています。そこでは司書が、一組ずつ親子と接することで、子どもの育ちと読書との重要な関係性を伝えています。

⑤ 地域・読書活動団体（サークル・ボランティアなど）への支援

サークル・ボランティアと町立図書館との信頼関係を築き、連携しながら図書館行事などを盛り上げることができました。また、サークル・ボランティアへの研修講師

に司書を派遣し、支援しました。

⑥ 地域の様々な団体との連携

保育園保護者会の集まり、小中学校 PTA 等に向けて、司書を研修講師として派遣できた園・学校もあります。移動図書館については、試行を行いました。

⑦ 町立図書館サービスの検証

専任館長（両館兼任・非常勤）を置いたこと、司書（非常勤）を増員したことにより、より前向きな取り組みがなされるようになりました。

(2) 今後の課題

第 1 次推進計画から 5 年の間に様々な取り組みがなされてきました。講演会や講座、広報等を通して子どもに接する大人に、読書の重要性を、発信してきましたが、すべての方に届いているのかどうか難しいところです。“大人が変われば子どもが変わる”と言われていています。読書に対して大人側の理解・実践が多ければ、子どもも本に対する信頼感・安心感を得ていくでしょう。さらなる読書環境の整備と大人への理解促進の必要があります。

2. 保育園

一日の多くの時間を過ごす保育園で、子どもたちは年齢に応じて様々な遊びや本との出会いを通して、豊かで安定した心を育てていきます。感性や知的好奇心を刺激する絵本や図鑑が子ども達に限りない想像力を育み、ものごとを深く考える力と言葉を育てます。

園では、読み聞かせてもらう喜びを子どもたちに十分体験させ、読み聞かせの大切さを保護者に啓発し家庭とともに、子どもの人間形成の基礎を担っていきます。

(1) 目標の達成状況

① 保育園の読書環境の整備・充実

町立図書館の団体貸出を活用したり、各保育室に絵本のコーナーを作ったりして読書環境を充実させたので、子どもたちが日常的に本と触れ合える機会が増えました。

② 保育士の研修の充実

図書館司書や外部から講師を招いて発達に応じた絵本について研修をしました。また、子どもの成長と絵本の関わりを学ぶ図書館開催の研修にも参加しました。

③ 読書の重要性についての家庭への理解の促進

子どもの心と身体に及ぼす電子メディアの影響を考え、自然の中で遊ぶことや本を楽しむことの大切さを保育参観等の機会を捉えて保護者に伝えました。

④ 町立図書館との連携

図書館司書によるおはなし会で読み聞かせやわらべうたをしてもらうことで子どもの五感を育み、絵本の世界に引き込まれる心地良さを感じるようにしました。

また、わらべうたや絵本の情報を得ることで保育の中で活用することができました。

(2) 今後の課題

保育園での集団生活では、日常のくらしと絵本・物語で広がる世界は深くつながっており、子どもたちの大きな楽しみとなっています。

午睡・降園前や戸外活動後、体を休めたいときなど様々な機会に、読み聞かせなどが行われています。各園、町立図書館の団体貸出を利用したり、絵本コーナーを設けたり、家庭への貸出を行ったりするなど、それぞれの園で努力がなされていますが、すべての子どもたちが日常的に本に親しめる環境が十分に整っているとは言えません。しかし、保育園時代の子どもたちにとっての読書（本と出会うこと・読んでもらうこと）は、すべての活動のもっとも基本となり下支えとなるものです。

次世代を担う子どもたちに、より良い読書環境を提供できるよう努めることが必要とされます。町立図書館とさらなる信頼関係を築き、連携していきます。

① 魅力のある本が身近にあること

不思議に感じたことをすぐ調べたり、読んでもらった絵本から様々な遊びに発展したりできるように、自由な楽しみ方を自然に促すことができるような雰囲気作りが必要です。

② 貸出絵本の充実

保護者に直接読んでもらうことで、聞く力や想像力が育まれ、それが将来自分で読む力につながっていきます。保護者の愛情に包まれて読んでもらう心地よさは何事にも代え難く、子どもたちが安心して成長していける支えとなります。

町内全保育園で貸出絵本の充実が必要です。

③ 読み聞かせの大切さや楽しさを家庭に知らせていくこと

家庭において保護者が子どもに絵本を読むことは、子どもたちにとって大きな喜びであるとともに成長への支えとなる安心感を得ることとなります。そのため、町立図書館と連携し、司書に講師依頼をしたり、外部講師を招いたりして、保護者に対して、絵本の読み聞かせ講座等、子どもが乳幼児期から本にふれあうこと

の大切さを実感してもらえらるような機会をさらに充実することが望まれます。

3. 学校

読書は、子どもの知的な活動を推進し、望ましい人間形成や情操を養ううえで大きな役割を果たしています。学校の教育活動では、本に親しむ生活習慣や態度を育成するために、豊かな読書経験の機会をつくり、自ら進んで本を読もうとする意欲を高めていくことを目指しています。そこで、学校図書館においては次の2つの機能を一層高めていく取り組みを進めてきました。

- 子どもが読みたい本を探したり、気に入った本を借りたりする読書センターの機能
- 学習活動において、「調べ学習」を支えていく学習・情報センターの機能

(1) 目標の達成状況

① 学校司書の充実

町内すべての小中学校及び高等学校へ学校司書が配置され、子どもは読みたい本や知りたい情報を手に入れやすくなり、教職員もより豊かな教育活動のために学校図書館を利用しやすくなりました。

② 学校図書館資料の充実

蔵書冊数はほぼ学校図書館図書標準に達しています。しかし、内容が古くなり、資料価値がなくなった本など除籍の対象となる資料の整理が十分ではありません。今後も子どもたちにとってより魅力的な本や、授業で役立つ図書館資料を増やし、蔵書の質的な向上に努める必要があります。

③ 読書活動・学習活動の支援

子どもが期待感や親しみを持って来室できるように、図書の配置・館内レイアウトを工夫してきました。また、学校司書によるストーリーテリング 注1※、ブックトーク 注2※や図書館便りによる本の紹介、レファレンスサービス 注3※等により、子どもがその成長に合わせて本と出会えるような支援に取り組んできました。しかし、日々の学習活動への支援はまだ十分とはいえません。

④ 学校司書と司書教諭・教職員との連携の充実

年度当初のオリエンテーションを初めとして、おはなし会や、ブックトーク・読書案内を年間計画に位置付けて行った学校もあります。今後、読書活動を学校全体の取り組みとして積極的に推進していくためには、さらなる連携づくりの具体的な取り組みが必要です。

- ⑤ 学校司書の研修・連絡会の充実
学校司書の連絡会を実施し、各学校図書館の情報交換や研修を行って専門性を高めるよう努めました。
- ⑥ 読書の重要性についての家庭への理解の促進
図書館便りや新着図書案内を定期的に発行し、家庭での読書の大切さを保護者に伝える取り組みを進めました。
- ⑦ 町立図書館との連携
学校司書と町立図書館司書との合同研修や連絡会等を実施し、それぞれの専門的な立場から交流を行うとともに、町立図書館の団体貸出を有効利用してきました。

注1※ ストーリーテリング：物語や昔話などを覚えて子どもたちなどの聞き手に語ること。

注2※ ブックトーク：一定のテーマを立てて、「その本の面白さを伝えること」「聞き手にその本を読みたいという気持ちを起させること」を目的に複数の聞き手に紹介する行為。

注3※ レファレンスサービス：司書等が、図書館利用者が求める資料や情報に対して、当該資料や情報を提供または、提示すること。あるいは、それにかかわる業務のこと。

(2) 今後の課題

町内の、すべての小中学校及び高等学校には学校司書が配置されており、学校図書館の整備・充実が図られ、大きな成果を上げてきました。その中で、引き続き充実させていきたい学校図書館の役割が明らかにされ、次のような課題も浮き彫りにされてきました。

- ① 子どもの豊かな「学び」を支える（学習・情報センター機能の充実）
学校図書館には、子どもが今学習している内容や、さらに興味関心を広げ発展的な学習にも対応できる本が備わっていることが大切です。学習指導要領でも言語活動の充実を図ることが求められ、各教科の調べ学習等で図書資料を重視する内容が示されています。これらのことから、今後、子どもの「知りたい」「読みたい」に応え、豊かな「学び」を支えていく学習・情報センターとしての機能をさらに充実させていくことが必要です。
- ② 魅力のある本が身近にあること（読書センター機能の充実）
子どもがいつも傍らに読みかけの本を持っている姿を目指しています。子どもと本との距離を近づけていくためには、学校図書館や、学級文庫等に思わず手にとって読みたくなるような本があることや、わくわくするような棚作りがなされていることが大切です。これらのことから、いつも豊富で新鮮な図書館資料を提供し、子どもたちの多様な思いに応えていく読書センターとしての機能をさらに充実させて

いくことが必要です。

③ 学校に「子どもと本をつなぐ」専門家がいること

学校図書館は、「子どもと本をつなぐ」専任の学校司書がいることにより、子どもがいつ行っても魅力的な本と出会え、「調べ学習」等の時にも調べ方や資料のまとめ方・発表の仕方等の支援が期待できる場所になります。また、学校司書が、子ども一人ひとりを見て、興味関心や個性に応じて本の紹介や本選びの案内をしていくことはとても大切な役割です。今後も、研修や交流を通じてその専門性を高めていくことが必要です。

④ 学校図書館環境の充実

魅力ある本との出会いの場として、館内の環境を子どもたちの成長を考えて改善していくことが求められます。

⑤ 読書の大切さや楽しさを家庭や地域に広めていくこと

子どもの読書活動の推進には学校と家庭の連携が大切です。PTA 行事や学校便り、図書館便り等を通して読書の大切さを伝えるとともに、子どもの読書習慣を形成するために、家庭での読み聞かせや、大人が子どもと一緒に読書する機会を増やすような働きかけが必要です。（「“うちどく(家読) 注1※” のススメ」）

注1※ うちどく(家読)：学校での朝読（朝読書）に対して、家族で読書の時間をともにすることを指す。多気町では、特に、字が読めるようになった年代の子どもにも家族が読んであげることの意義（「耳からの読書」）を重要視し、伝えている。活字ばかりの本でも、耳から聴くと心地よく身体に刻まれる体験となり、自分で読む「読書」への大きな力となる。

4. 町立図書館

多気町は、面積 10,317k m²、人口 15,389 人(平成 25 年 12 月末現在)（この内 18 歳未満 2,413 人）に対して、町内 2 つの図書館でサービスを行っています。それぞれの地域に密着した、その地域性を生かしたサービスと、その上で 2 つの館がさらに深く広く取り組む連携活動で、町全体のすべての住民にサービスを提供できる環境整備をめざしています。

すべての子どもたちが、自然の中で生まれ、人と人とのあたたかな関係を享受し、成長の過程で自分を励まし支えてくれる本と出会える環境を整えることが、町立図書館の責務です。

さらに、町立図書館は、そのような子どもたちの読書を保障するために民間や関係団体のさまざまな取り組みを支え、地域の読書活動の中心となるよう努めていきます。

(1) 目標の達成状況

① 司書の充実と組織・体制の整備

司書（非常勤）が増員し、館長（両館兼任・非常勤）が配置しました。

② 研修機会の確保

図書館職員全体で、児童サービスの重要性を認識し、研修の機会を確保・充実しました。また、学校司書との合同の児童サービス研修連続講座を行ないました。

③ 図書館資料の充実

町立図書館は直接来館する子どものため、また団体貸出など保育園・学校等支援するための図書館資料を充実しなければなりません。限られた予算の中で、できる限り丁寧な選書を心がけてきました。

④ 確実な図書館資料の提供

すべての町民の利用をめざし、幅広い選書を行なわなければなりません。そのためにも、リクエストには確実に応え蔵書の質を豊かにし、公共図書館としての役割を果たさなければなりません。資料費減額のため、相互貸借が増えており、蔵書構築には反映されにくい状況です。

また、日々子どもたちの成長を見据え、その子の“今”に的確な本を確実に手渡すためのレベルアップが求められており、自己研鑽に努めなければなりません。

⑤ 町内全域サービスの構築

2つの図書館それぞれが自立し、地域の実状に応じたサービスを提供し、その上で連携をすすめました。移動図書館（自動車図書館）など、町内全域網が構築できるような方法を検討し、試行を行ないました。

⑥ 団体貸出制度の検討・充実

学校・保育園などへの長期貸出サービスは、現行のまま定着してきました。移動図書館構想も踏まえ、館内での検討を重ねています。

⑦ 子どもと本を結ぶための活動

館内外を問わずおはなし会、ブックトーク、ストーリーテリング等を積極的に行いました。

⑧ 講演会等の開催による啓発活動

子どもの読書の重要性をすべての人に理解してもらい、読書環境を整備する必要性を認識してもらうために、講座、講演会などを定期的に行いました。

⑨ 広報活動

すべての町民が図書館サービスを楽しむよう、図書館の意義・役割を伝え、利用を促進するよう努めました。

そのために様々な機会をとらえ広報するよう努め、既存の「図書館だより」・「広報たき」の紙面を検証し、「図書館だより」に関しては毎月、各館それぞれが“一般用”“児童用”を作成するに至りました。

⑩ 学校図書館への支援

学校での読書活動と学習活動を支援するために、確実な資料提供を行うよう努めました。出前おはなし会や合同の研修会・連絡会も含め学校司書と密に連携しました。

⑪ 乳幼児サービスの充実

親子で気兼ねなく利用できる環境の整備に努め、児童サービス担当司書がわらべうたを伝えたり絵本を読んだり、本の選び方などを助言しました。

⑫ 障がいのある子どもたちへのサービス

障がいのある子どもたちの実状を把握し、利用の条件を整備するとともに、関係機関との連携を図ることには着手できませんでしたが、障がい児サークルへの月一回のおはなし会や、布絵本の製作（ボランティアサークル）・蔵書への追加・貸出は継続できました。

⑬ 外国人の子どもたちへのサービス（多文化サービス）

多気町の実状を踏まえての児童用外国語資料の充実には、あまり至っていません。

⑭ ヤングコーナーの充実

中高生向けの資料の充実に努めなければなりません。現在のところ、中学校司書からのリクエストに応え、検討・提供しているところです。

⑮ サークル・ボランティアの支援・育成

子どもの読書に関する資料提供や資料の貸出、活動場所の提供、図書館司書の派遣などの支援を積極的に行いました。そこでは、子どもの成長発達・子どもの置かれている環境・児童文学など子どもの本について共に深く学びあい、図書館の役割認識を地域全体に広めるよう努めました。

(2) 今後の課題

町立図書館は、すべての住民の「知る権利」「学ぶ権利」を保障するための情報提供の場です。そのために、第1次計画から5ヵ年の間に様々な取り組みがなされてきました。しかし、まだまだ町全体への理解にはつながっていません。すべての方々、すべての子

どもたちに図書館のサービスを受けていただけるよう、今後も様々な機関と連携しながら、努めていかなければなりません。そして、子どもたちの体験と読書をつなぎ五感を育み、想像力と創造力を育てることができるよう、また、大人の側も含め「言葉の力・聴く力」について捉え直し、人と人との関係を紡ぎ出す“場”になるよう努めます。

① 町内の「子どもの読書活動」の拠点的役割を果たすこと

子どもの読書活動を推進するための拠点となり、中心的役割を果たさなければなりません。そのために、各家庭における子どもの読書生活を支え、また子育て支援センター・保育園・学校・庁内各部署・サークル・ボランティア団体などとの連携体制を充実させ、学びの場づくり・研修講師派遣などをおして支援をしていくことが必要です。

② 組織・体制の充実をはかること

組織・体制を充実するため、組織の見直しを図るとともに、図書館運営に理解があり権限のある専任館長・正規司書の配置をめざします。また、各館の児童サービス担当司書と全域児童サービス担当司書をはじめ、他のすべての司書が図書館内での協力体制をつくる必要があります。

③ 町内全域サービスに向けて仕組みをつくること

2館それぞれが、それぞれの地域で確実に役割を果たし、その上で協力し全域サービスとなるよう努めなければなりません。そのために、町内すべての方々・すべての子どもたちに使っていただけるよう、図書館の理解促進を通じた方策を講じる必要があります。

④ 確実な蔵書構築に努めること

子どもたちの日々の喜びや楽しみを保証し成長を見据えた上で、将来にわたる責任ある蔵書構築に努めなければなりません。子どもたちに読書の喜びを知ってもらうため、また、学習の可能性をさらに広げるための調査・研究のためにも、誠実で確実な選書と資料提供が必要です。

⑤ 司書の研修・自己研鑽をおし、専門性を高めること

それらの課題に取り組むために、司書は専門性をさらに高めなければなりません。日々、自己研鑽に努め、積極的に研修に参加し、それらを仕事に還元していくことが必要です。

第4章 第2次計画の目標と方策

1. 家庭・地域

目標と方策

① 家庭での読書習慣の形成

家の中で、本が手に取れる場所にあると子どもは興味を持ちます。そのような環境の中で、まず耳で聞くことから読書はスタートします。絵本・科学絵本・物語など様々なジャンルの本を大人が子どもに読む“うちどく（家読）”をすすめていきます。

② 地域全体への理解の促進

2つの図書館が地域の拠点となり、町内で活動しているサークル・ボランティアとともに、読書の重要性や図書館の役割を丁寧に伝えます。子どもの育ちにとって必要な“自然”・“人と人との関係”・“言葉の力”の大きさをすべての大人に共有してもらえよう努めます。

2. 保育園

目標と方策

① 保育園の読書環境の整備・充実

いつでも、不思議に感じたことを調べたり、絵本を楽しんだりできるように保育室にコーナーを作ります。ひとりで楽しんだり、友達と分かち合ったり、集団で保育士に読んでもらったり、多様な楽しみ方が可能となる保育園をめざします。

貸出絵本の充実を図り、興味ある本を借りやすい環境をつくります。そのために町立図書館と連携し、移動図書館などのしくみとともに検討します。

各保育園での本の購入も進めていきます。

② 保育士の研修の充実

絵本で子どもの笑顔や豊かな心を引き出せるように豊富な知識を得るための情報交換や研修を受けます。

③ 読書の重要性についての家庭への理解の促進

“子どもに読む”ことの意義を伝え“うちどく（家読）”をすすめます。そのために子どもの成長を様々な側面から捉え、五感を育むことの重要性を伝えていくことにより、親子関係を深めていきます。

④ 町立図書館との連携

町立図書館司書による保育園への訪問や合同研修会を実施し子どもたちへの読書の普及と資質向上を目指して連携し進んで研修をします。

また、保護者への理解促進のための講座開催などをともに検討していきます。

3. 学校

目標と方策

① 計画的な図書館運営

学校図書館の取り組みを学校全体の運営の中に効果的に位置付け、子どもの読書活動の推進を図っていくため、図書館活動の年間計画を立て、定期的に学校全体で改善点を共有し、恒常的な改善を図っていきます。

② 学校司書の充実

各小中学校専任の学校司書を継続配置します。学校司書は、子どもたちの「見たい」「知りたい」「読みたい」という要求に応え、教職員がより豊かな教育活動を進める支援をします。また、町立図書館司書と合同で研修・連絡会を持ち、最新の情報や各校の実践を交流することで自らの専門性を高めるとともに、創意工夫のある読書活動の取り組みを進めます。

③ 学校図書館資料の充実

一人ひとりが本の楽しさと出会い、自主的な学習を進めるためには、豊富で新鮮な図書館資料が欠かせません。より魅力的な本や授業で役立つ図書館資料の質的な充実を図ります。

④ 学校図書館環境の充実

子どもが期待感や親しみを持って図書館に足を運び、魅力ある本との出会いの場となるよう努めます。また、様々な子どもの交流や文化活動をする広場としての役割も大切にしていきます。

⑤ 読書活動・学習活動の支援

子どもたちとのかかわりを通じて信頼関係を築き、一人ひとりの成長に合わせて本を手渡していけるよう努めます。年度当初のオリエンテーション、読み聞かせ・ブックトーク・読書案内・ストーリーテリング等の質的向上に努め「子どもと本をつなぐ」ための楽しい行事を創造的に企画していきます。また、教科の学習や総合学習の資料等を準備し、幅広い本の紹介を通して教職員と子どもの学習活動を支援します。

⑥ 学校司書と教職員との連携

学校司書は必要に応じて教職員の研修会や職員会議に出席し、子どもたちの実態や学校の課題や教育方針を教職員と共有します。学校司書と教職員は、日頃より授業の進度や子どもの興味関心事について情報交換し、子どもの「知りたい」「読みたい」思いを喚起したり、それに応えたりできるよう図書館運営を工夫していきます。特に「調べ学習」では、情報の収集・整理の仕方、プレゼンテーション方法、情報モラル等についての学習にも力を入れ、学校司書の授業支援を取り入れた学習形態についても研究を進めます。

⑦ 読書の重要性についての家庭への理解の促進

図書館便りや新着図書案内を定期的に配布し、学校図書館の利用を促進します。また、PTA と連携して、家庭における読書活動を奨励し、読書の大切さを保護者に伝えていきます。

⑧ 町立図書館との連携

町立図書館による団体貸出や、町立図書館司書の学校訪問、学校司書と町立図書館司書の合同会議や研修等、町立図書館との連携を継続して行います。また、学校では、町立図書館が主催する行事等を積極的に子ども・保護者・教職員に情報提供し、町全体としての読書環境の充実にも努めます。

4. 町立図書館

目標と方策

① 他機関との連携・支援

子どもの読書活動を推進するための拠点となり、中心的な役割を果たします。そのために、各家庭における子どもの読書生活を支え、また子育て支援センター・保育園・学校・庁内各部署・サークル・ボランティア団体などとの連携体制を充実させます。そして、子どものまわりの大人としての役割を共有し、町全体に広げていくために共に学びます。その中で、子どもの成長と発達環境との関係、図書館の役割認識などは今後一層重要となってきます。研修のための司書の派遣も積極的にすすめます。

② 職員体制の整備・充実

現在の図書館長と司書は非常勤職員で身分が不安定な状態となっています。今後、正規職員の図書館長と司書が配置されることにより組織の充実を目指します。また、図書館での児童サービスの重要性を再確認し、各館の児童サービス担当司書や全域児童サービス担当司書を始め、司書全員で協力体制が構築できるようにします。

③ 町内全域サービスの構築

2つの館がそれぞれの地域に、確実にサービスを提供してけるよう努めます。また、遠隔地や保育園などの他機関への移動図書館構想なども検討していきます。

④ 広報活動

町立図書館の本来の役割を理解していただけるよう、町全体に広報していきます。

そのために、「うちどく（家読）」の「ススめ」のためのリスト作成や子どもの読書への理解を促すパンフレット作成などにも取り組みます。2つの館が、それぞれの地域へのサービス展開と、両館連携しての活動との両輪で取り組んでいきます。

⑤ 学校図書館への支援

子どもたちの「自由な読書」への支援と「学習活動」への支援とに、引き続き取り組んでいきます。特に、「学習活動」への支援は、学校司書・教職員との連携を強化し合同研修なども重ねながら、より豊かな学校教育への支援となるよう、努めます。

⑥ 図書館資料の充実と確実な選書・提供

町民すべての方々・すべての子どもたちの学習権を保障するため、幅広い選書で資料の充実に努め、確実な提供に努めます。

⑦ 各サービス推進のための検討・研修

子育て支援・障がい児支援など、これまで構築したサービスをさらに深めるよう努めます。また、その充実のため、様々な課題に取り組むよう、日々、自己研鑽に努め、積極的に研修に参加し、それらを仕事に還元できるよう努めます。

第5章 計画の実現に向けて

本計画に掲げられた各種施策を実現するためには、身近な施設と十分な図書館資料、子どもと本をつなぐ人たちの存在が欠かせません。子どもにかかわる施設、団体、子どもを取り巻くすべての大人が、情報交換を密にし連携して、読書環境の充実に向け努力していきます。

また、この計画の実施状況を把握し推進するために評価委員会を設け、定期的に検証を重ねていきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地元公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条

子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条

国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする

(関係機関等との連携強化)

第七条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2:政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3:前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2:市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進基本計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進基本計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するようつとめなければならない。

3:都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4:前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極

的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2:子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3:国及び地方公共団体は、子どもの読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。